

令和7年度 いわき市狩猟者支援補助金交付制度のご案内

いわき市では、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を将来にわたって確保・育成するため、県補助金を活用し、新たに狩猟免許を取得した方を対象に、その経費の一部を補助します。

1. 申請受付期間

令和7年8月1日から令和8年3月15日まで (予算額に達した時点で受付終了)

2. 補助事業名、補助対象者、補助対象経費及び補助額

補助事業名	補助対象者	補助対象経費	補助額
① 第一種銃猟免許 新規取得者支援事業	新規に第一種銃猟免許を取得した方	銃砲所持許可取得に必要な射撃教習等に係る経費	30,000円以内
② 若手狩猟者支援事業	50歳未満で新規に狩猟免許を取得した方	免許取得から1年以内の必要品の購入及び狩猟者団体入会に係る経費	補助対象経費の1/2以内かつ40,000円以内
③ 銃猟初心者技術向上支援事業	新規に第一種又は第二種銃猟免許を取得した方	免許取得から1年以内の射撃場練習に係る経費	補助対象経費の1/2以内かつ10,000円以内

※②若手狩猟者支援事業及び③銃猟初心者技術向上支援事業の補助額は、1円未満は切り捨てとなります。

3. 補助の対象となる方

上表の補助対象者であって、次の要件を全て満たす方

- (1) 市内猟友会（平支部、磐城支部又は勿来支部）の会員又は入会を誓約する方
- (2) 本市の市税に滞納がない方
- (3) いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者※でない方
(※ 社会的非難関係者は、提出書類「誓約書兼同意書」の備考欄をご参照ください。)
- (4) 以前に同種の市及び県の補助金の交付を受けていない方

4. 手続きの流れと申請書類



裏面参照

《申請及び問合わせ先》

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 生活環境部 環境企画課 環境保全係 (市役所本庁舎6階)

電話 (0246) 22-7441 FAX (0246) 22-1286

手続きの流れと申請書類

狩猟者支援補助金交付制度

1. 事業完了

《提出書類》

＜共通＞

- ☐ ①補助金等交付申請書
- ☐ ②補助対象経費を確認できる書類の写し（領収書等）
- ☐ ③誓約書兼同意書
- ☐ ④市内猟友会に入会したことを確認できる書類の写し（入会済の場合）
- ☐ ⑤市税完納証明請求書（コピーは不可）
 - 本庁・支所等の窓口で証明を受けたもの
 - 発行日から3か月以内のもの
- ☐ ⑥実施明細書
- ☐ ⑦口座振替依頼書（金融機関の通帳の写しを添付）
 - 口座登録済の方、電子申請を行われた方は不要
- ☐ ⑧その他市長が必要と認める書類

＜第一種銃猟免許新規取得者支援事業の場合＞

- ☐ ⑨第一種銃猟狩猟免許の写し
- ☐ ⑩銃砲所持許可証の写し

＜若手狩猟者支援事業の場合＞

- ☐ ⑪狩猟免許の写し
- ☐ ⑫銃砲所持許可証の写し（第一種又は第二種銃猟免許の場合）

＜銃猟初心者技術向上支援事業＞

- ☐ ⑬第一種又は第二種銃猟狩猟免許の写し
- ☐ ⑭銃砲所持許可証の写し

3. 交付決定

⇒「補助金等決定通知書」を市から申請者に送付

4. 交付請求

＜提出書類＞

- ☐ ⑮補助金等交付請求書（申請時に預かることも可）

5. 補助金振込

⇒ 補助金等交付請求書の受理日から、おおよそ1か月後に補助金振込

特記事項

- 複数の補助事業を同時に申請する場合は、事業別に提出書類一式を提出してください。その際、内容の重複する書類（市税完納証明請求書等）は、原本のほかコピーを提出することが可能です。
- 書類に不備がある場合は、申請書を受理することができませんのでご注意ください。
- 口座振替依頼書（口座登録）は、下記の二次元コード等から電子申請が可能です。

口座振替依頼書（債権者等登録申請書）

<https://logoform.jp/form/NczP/611087>

